

阿賀野市水防計画 (案)

阿賀野市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的.....	1
第2節 水防事務の処理.....	1
第3節 用語の定義.....	1
第2章 水防組織等	3
第1節 水防本部の設置及び組織事務分担	3
第2節 災害情報の収集体制の整備	7
第3節 災害予防.....	8
第4節 災害応急対策.....	8
第5節 水道・電力・通信の応急修復措置	11
第6節 通信連絡.....	11
第3章 重要水防箇所.....	13
第1節 重要水防区域.....	13
第4章 気象状況及び洪水予報.....	20
第1節 洪水予報を行う河川.....	20
第2節 気象状況及び洪水予報の連絡	20
第5章 阿賀野川水防警報計画.....	23
第1節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者	23
第2節 水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所	23
第3節 水防警報の段階と範囲及び水防情報	25
第4節 水防重要樋門等.....	27
第6章 管内河川の警報等.....	28
第1節 警報	28
第2節 消防団各分団の受け持ち区域.....	28
第7章 水防巡視及び出動.....	29
第1節 水防巡視等.....	29
第2節 水防非常配備.....	29

第3節	消防団への連絡.....	31
第4節	巡視出動の連絡.....	32
第5節	水防解除.....	32
第8章	決壊時の措置.....	33
第1節	決壊の通報及び措置.....	33
第2節	避難	33
第3節	水防作業.....	33
第4節	警戒区域の指定.....	33
第9章	水防報告	35
第1節	水防概況報告.....	35
第2節	水防活動実施報告（昭和53年1月28日付け、建設省河治発第4号、河川局長 通達）	35
第3節	消防団の報告.....	36
第10章	費用負担と公用負担.....	37
第1節	費用負担.....	37
第2節	公用負担.....	37
第11章	応援協力	40
第1節	水防機関の協力等.....	40
第12章	通信連絡および輸送.....	41
第1節	水防通信連絡.....	41
第2節	非常通話の取扱い.....	41
第3節	その他の通信施設の使用.....	41
第4節	輸送の確保.....	41
第13章	避難計画	42
第1節	避難所の設置.....	42
第2節	避難の勧告、指示及び避難準備情報の伝達	49
第3節	立ち退きの伝達.....	50
第4節	り災者の移送.....	50
第5節	避難の期間.....	50
第14章	災害救助法に基づく措置.....	51

第1節	避難所の開設.....	51
第2節	収容対象者.....	51
第3節	り災者に対する通知.....	51
第4節	県知事に対する報告.....	51
第5節	開設期間.....	51
■	資料編	52

第1章 総 則

第1節 目 的

この水防計画は、水防法(昭和24年法律第193号以下法という)第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体である阿賀野市が同法第33条の規定により阿賀野市の区域に係る河川、湖沼の洪水等の水災に対処し、その被災を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し、これによって被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため水防法第16条による水防警報の通知を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3節 用語の定義

1 水防警報

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

2 水防団待機水位(通報水位)

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

3 はん濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。

4 避難判断水位(特別警戒水位)

はん濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

5 はん濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位をいう。

6 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

7 浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、河川整備の計画降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。

第2章 水防組織等

第1節 水防本部の設置及び組織事務分担

1 水防本部

市は、洪水等についての活動の必要があると認めたときから危険が除去するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

また、被害が甚大な場合、並びに、長期にわたる場合には、災害対策本部へ移行するものとする。

2 本部組織及び担当事務

(1) 水防本部の事務局は総務課におく。

(2) 水防本部の組織は次のとおりとする。

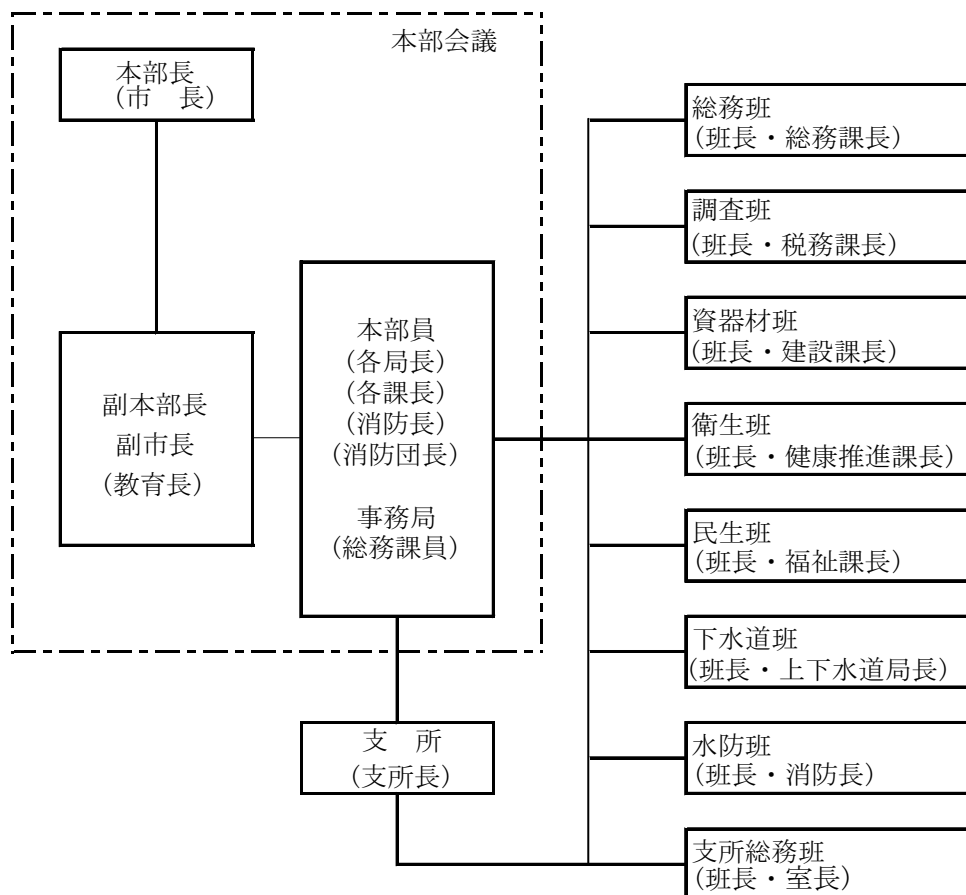
- 本部長 市長
- 副本部長 副市長・教育長

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

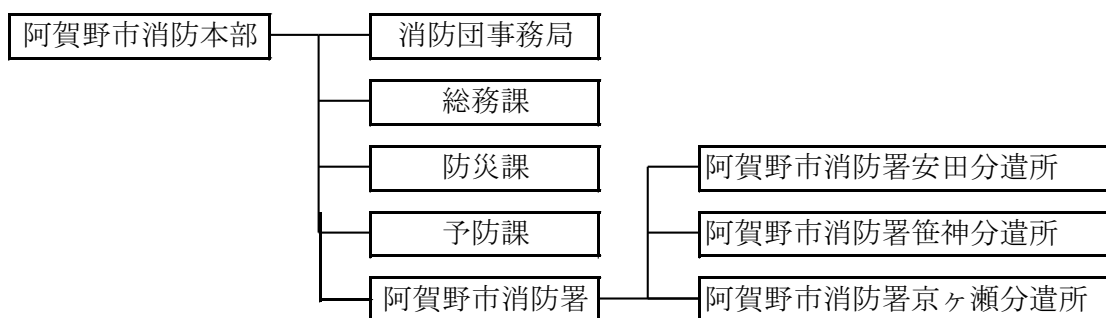
本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

- ・ 第一順位 副市長
- ・ 第二順位 教育長

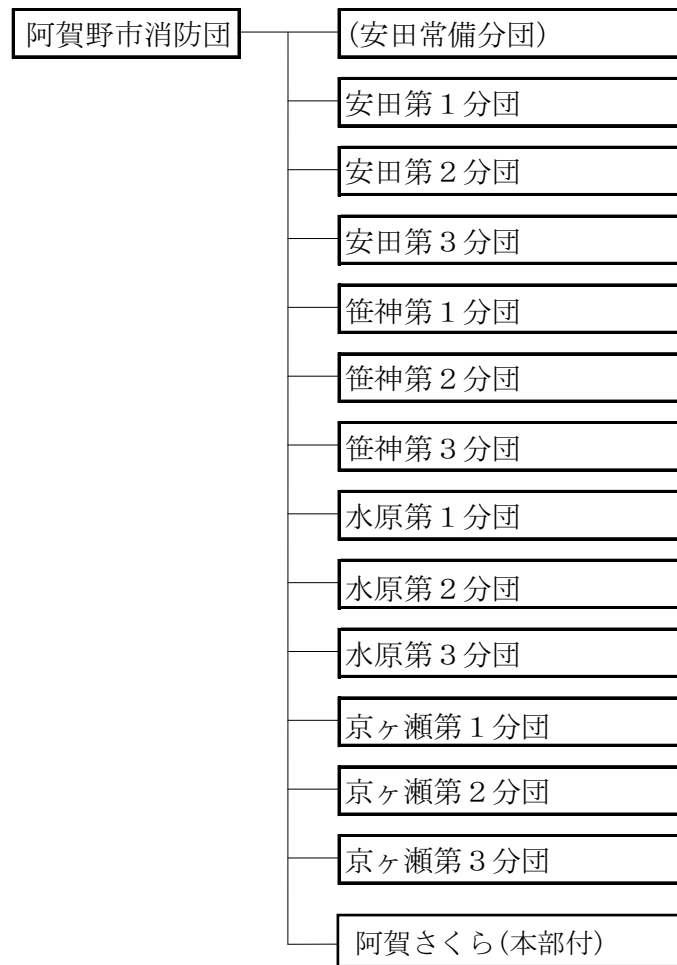
ア 水防本部 組織図



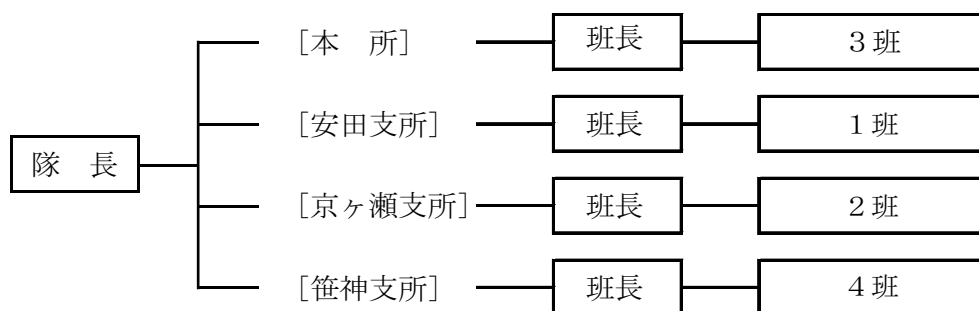
イ 消防本部 組織図



ウ 消防団 組織図



エ 市役所防災隊 組織図



(3) 業務分担と人員配置

状況の把握及び判定並びに水防警報、立ち退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に必要と認める事項の伝達等については、本部事務局において行う。

各支所に支部を設置し、支所長の指揮のもと所管区域内の水防事務を処理する。

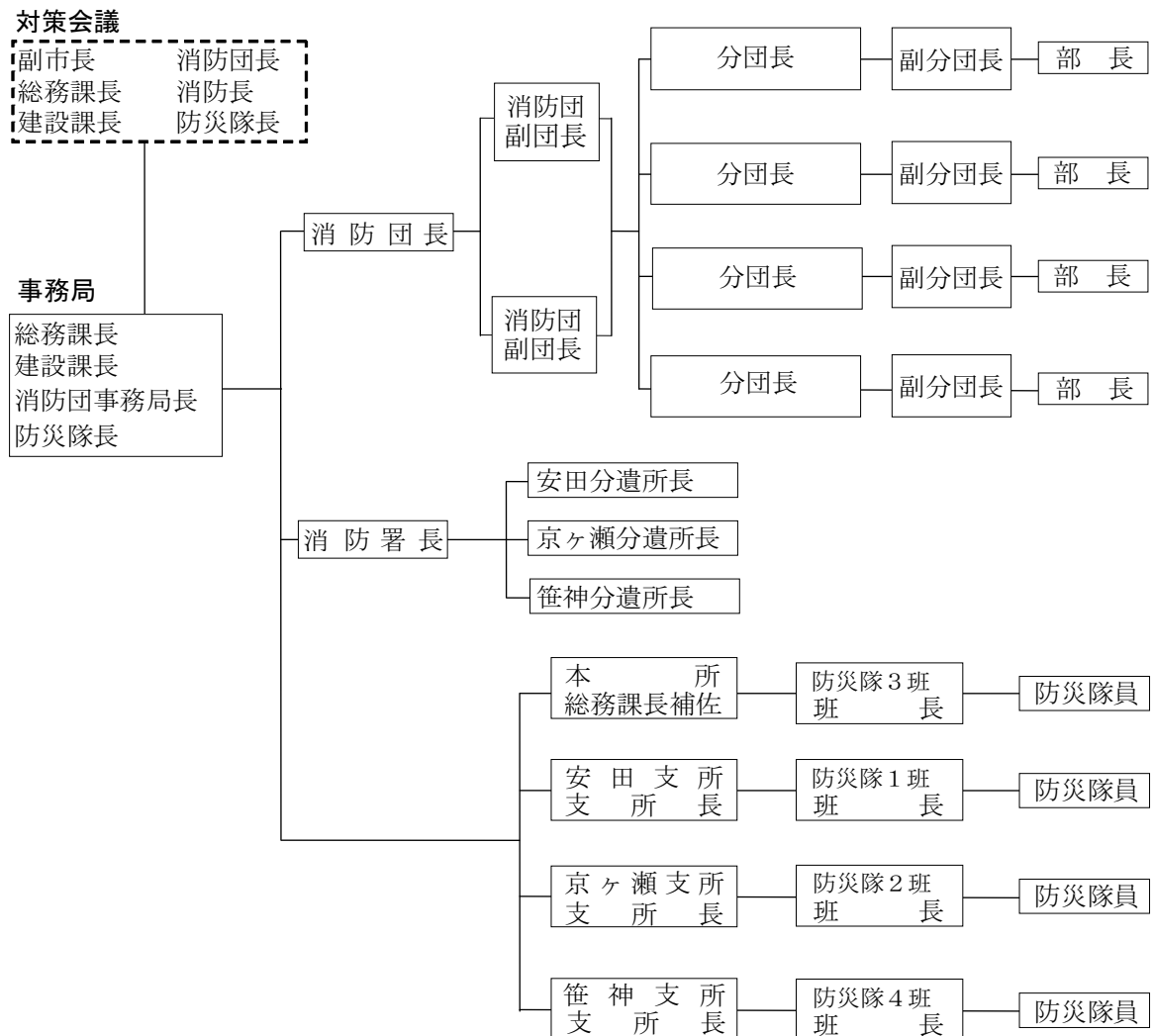
各班の事務分掌は次のとおりとする。

班名	班長	担当課	係	分 掌 事 務
総務班	総務課長	総務課 財政課 企画政策課	庶務係	水防本部要員の召集、給食、自動車の配備、水防事務の取りまとめ、立案、報告等
			渉外係	公費負担の指導、現地連絡、対外的報道関係、水防管理団体からの資器材要請事務等
			情報連絡係	災害記録の収集・整理、気象情報等の受信記録、雨量・水位その他の記録の取りまとめ
調査班	税務課長	税務課 農林課 商工観光課 (防災隊)	被害調査係	被害状況の調査・取りまとめ
資器材班	建設課長	建設課	資器材係	水防資機材の整備調整、搬出・受払い
			水防指導係	水防時の巡視及び水防作業の現地指導
			交通対策係	道路交通情報の収集並びに確保
衛生班	健康推進課長	健康推進課 市民生活課	衛生指導係	被災者の健康指導及び防疫、清掃、廃棄物処理避難所の設置・管理
民生班	福祉課長	福祉課	民生係	被災者に対する支援物資の調達、避難所の設置・管理 災害時要援護者の避難誘導
上下水道班	局上長 下水道	上下水道局	下水道係	公共下水道施設の保全
水防班	消防長	消防団 消防本部	水防係	消防団員の出動、危険区域の巡視、水防作業の実施
			救助係	水難者の救出、搜索等
支所総務班	室長	支所 (防災隊)	支所総務係	支所区域内の水防業務に関すること

第2節 災害情報の収集体制の整備

災害情報の収集は、消防団、消防本部及び市役所防災隊が各自治会長の協力を得ながら行うものとする。

災害情報収集体制図



第3節 災害予防

水災は、河川管理の強化と水防体制の充実により予防を図るものとするが、異常降雨時等は次の措置を講ずるものとする。

1 危険区域の巡視

異常降雨等は、被害の発生を防ぐため、消防署、建設課、防災隊により河川水位が警戒すべき水位に近づいている箇所や過去に洪水被害を生じた箇所、主要河川工作物設置箇所等を考慮して警戒やパトロール等を行う。

2 かんがい用排水路、工作物等の点検

農業用かんがい用排水路、用排水機及びその他工作物の管理者は、異常降雨時に備え適宜な点検と予防措置を講じ、災害防止に努めるものとする。

3 水防資材の整備

市は、水防資器材の確保に努めるものとし、保管場所の点検を行い水防資器材が不足すると認められるときは早急に整備を行うものとする。

第4節 災害応急対策

1 動員の配備、伝達系統及び方法

市長は、水防本部を設置した場合、各班長に対し第1配備、第2配備、さらに緊急事態に備えて本部全職員を待機させる第3配備体制を指令するものとする。各班長は、ただちに所属職員に連絡し、応急措置を実施する体制を整備、確立するものとする。

(1) 配置体制

	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備	1 大雨、洪水、強風等の警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、市内で内水はん濫のおそれがあるとき ・基準雨量：市内1時間雨量20mm ・阿賀野川はん濫注意水位（馬下20.15m/満願寺6.50m） ・住民避難準備情報発令検討 2 その他、特に市長が必要と認めたとき	1 総務課・建設課：全職員 2 支所および応急対策が必要な課（局）で、あらかじめ指定された職員 3 防災隊：隊長、副隊長、班長 4 その他の職員は自宅待機とする ※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。

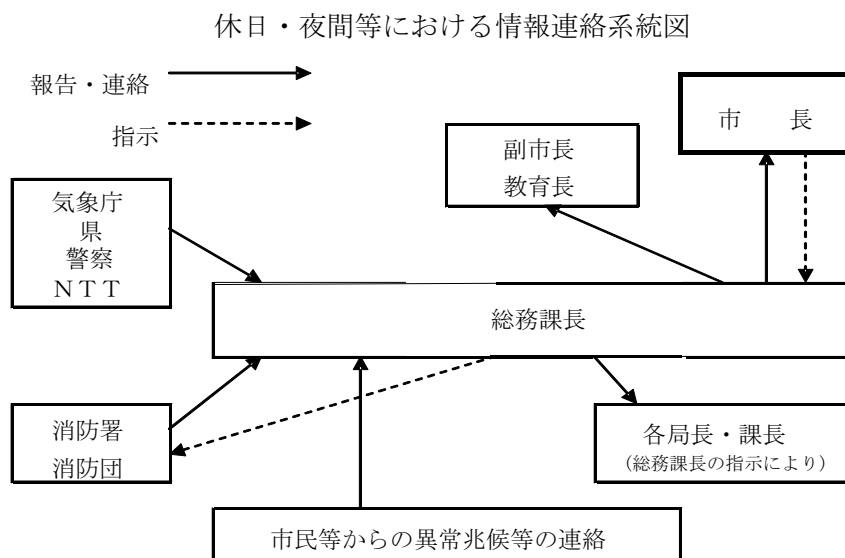
第2配備	1 大雨、洪水、強風のいずれかの警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、市内全域において内水はん濫が発生するとき ・基準雨量：市内1時間雨量40mm、3時間雨量70mm ・阿賀野川避難判断水位（馬下22.60m/満願寺8.45m） ・住民避難勧告発令検討 2 市長が必要と認めたとき	全職員 ※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。
第3配備	1 市内全域で風水害等が発生し又は発生するおそれがあり、強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があるとき ・基準雨量：市内1時間雨量50mm超 ・阿賀野川はん濫危険水位（馬下22.80m/満願寺8.70m） ・住民避難勧告（指示）発令 2 市長が必要と認めたとき	全職員 ※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。

（2）市職員の伝達系統

○ 平常時

- ・市長から各課・局長を通じて全職員に口頭連絡

○ 勤務時間外



- ・伝達は、電話等を使用する。
- ・各職員への伝達は、各課局長・同補佐・室長・係長が手分けして行う。

2 水防本部係員等の非常招集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参

集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

水防本部員は、休日及び平日勤務時間外において、水害の発生が切迫していると認められるときは、水防本部長指令があったものとして登庁し、その他の係員(職員)は指令を受けた場合は直ちに対応できる状態を保つものとする。

3 災害応急対策に対する人員確保

災害応急対策を実施するに当たっては、相当数の人員が必要となるため、災害応援協定に基づく職員の派遣要請や自衛隊の派遣要請、又はボランティアの受入れ等を円滑に行う。

(1) 職員の派遣要請

- ・災害時における相互援助協定

対策本部会議にて派遣要請人数等を決定し、事務局である新潟市へ要請する。

連絡先 新潟市 危機管理防災局危機対策課 025 - 226 - 1146

○協定市町村 新潟市 長岡市 三条市 新発田市 佐渡市
阿賀野市 燕市 五泉市 聖籠町 田上町
弥彦村

(2) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の出動が必要であると認められる場合は、次の事項を明らかにした文書をもって知事に要請する。ただし、緊急を要する場合は、FAX 等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣要請の事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する人員・船舶・航空機等の概数

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

オ その他参考となるべき事項

連絡先 新潟県防災局危機対策課

025 - 285 - 5511 内線 6434

ダイヤルイン 025 - 282 - 1638

FAX 025 - 282 - 1640

(3) ボランティアの受入れ

ボランティアの受入れについては、対策本部会議にて協議し、受入れ人数等を決定する。ボランティアの配置については、その技能が活かされるよう配慮する。

第5節 水道・電力・通信の応急修復措置

水道・電力・通信（いわゆるライフライン関係）施設設備に被害が生じた場合は、市は直ちに関係機関へ連絡するものとする。

1 水道施設

被災した水道施設については、上下水道局が速やかに施設の応急修復を行うものとする。

（１）送配水管等の損傷

手持資器材により又は資材不足の場合は、最寄りの水道事業者より緊急輸送を受けて損傷箇所の応急補修を行う。

（２）水源及び機器の損傷

予備施設を運転しながら損傷部分の補修を行うとともに、残留塩素量が 0.2 P.P.M 以上（結合残留塩素の場合は、1.5 P.P.M 以上）を管末において保持するよう滅菌を強化して給水を維持するものとするが、施設が全面的に損傷して運転不能で修理が長期にわたり、又は水源が甚だしく汚染された場合は給水を停止する。

2 電力供給施設

被災した電力供給施設については、東北電力株式会社新発田営業所がその応急修復に当たるものとする。

3 電気通信設備

被災した電気通信設備については、東日本電信電話株式会社新潟支店がその応急修復に当たるものとする。

第6節 通信連絡

1 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信は、防災行政無線を活用して行うものとする。

本所、支所間は、専用回線を使用して通信を行うものとし、専用回線及び一般加入電話による通信ができない場合は、地域衛星通信ネットワークの使用により関係機関との通信を確保するものとする。

2 非常通話の取扱い

非常事態において、電話回線の通信が輻輳し、一般加入電話からの即時通話ができないときでも、水防上緊急を要する場合は、水防法第 27 条及び電気通信事業法第 8 条の規定により「重要通信の確保」として優先的に利用することができる。

3 その他の通信施設の使用

専用の電話及び一般加入電話により通信が途絶、又は著しく輻輳し、特に緊急を要する場合は、水防法第27条及び電波法第52条の規定により「非常無線通信」として次に掲げる機関の通信施設を使用するものとする。

- ア 警察通信施設
- イ 国土交通省通信施設
- ウ 鉄道関係通信施設
- エ その他の通信施設

アマチュア無線、民間等の無線通信施設の使用が不可欠のときは、電波法第52条の規定による「非常無線通信」の取扱いとして、施設管理者に通信連絡の要請を行う。

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防区域

1 直轄管理区間

(1) 重要水防箇所

河川名	位置			管理団体	重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
	都市	大字	河口からの距離 (自○km～至○km)								
阿賀野川	五泉 阿賀野 五泉 〃 〃 〃	清瀬 渡場 荻野島 笹堀 小搦 小流	28.6～30.8+160	五泉市			左 2,904		堤防断面不足 法崩れ・すべり不安 有り 漏水の恐れ有り	越水 決壊 漏水	木流し工・築廻し工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	荻野島	28.8 ～ 28.8+100	阿賀野市				左 100	旧川跡		
	新潟 阿賀野	小杉 法柳	11.0+10～11.2	新潟市 阿賀野市			右 134		法崩れ・すべり不安 有り 漏水の恐れ有り	法崩 漏水	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	法柳	11.2～11.2+10	阿賀野市		右 10			漏水実績有り 法崩れ・すべり不安 有り	漏水 法崩	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	〃	〃	11.2+10～11.6-63	〃			右 333		法崩れ・すべり不安 有り 堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	法崩 越水 決壊	シート張工・築廻し工 積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	〃	11.6-63～11.8+36	〃		右 350			漏水実績有り 堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	漏水 越水 決壊	月の輪工・釜段工 積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	法柳 深堀	11.8+36～12.6-25	〃			右 958		法崩れ・すべり不安 有り	法崩	シート張工・築廻し工
	〃	深堀	12.6-25～12.6+75	〃		右 100			漏水実績有り 法崩れ・すべり不安 有り	漏水 法崩	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	〃	深堀 下黒瀬	12.6+75～13.6	〃			右 811		法崩れ・すべり不安 有り	法崩	シート張工・築廻し工
	〃	下黒瀬	13.8-22～13.8+30	〃			右 52		堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	越水 決壊	積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	〃	15.6～15.6+10	〃		右 10			漏水実績有り 漏水の恐れ有り	漏水 漏水	月の輪工・釜段工 月の輪工・釜段工
	〃	〃	15.6+10～15.8+100	〃			右 360		漏水の恐れ有り	漏水	月の輪工・釜段工
	〃	〃	15.6 ～ 15.8+100	〃				右 370	旧川跡		
	〃	下里	17.4 ～ 粕島18.2-4	〃			右 336		堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	越水 決壊	積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	下里	18.2-4～18.2+12	〃	右 16	右 16			堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	越水 決壊	積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	下里 嘉瀬島 粕島	18.2+12～20.2+111	〃			右 2,408		堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足 漏水の恐れ有り	越水 決壊 漏水	積み土のう工 木流し工・月の輪工 月の輪工・釜段工
	〃	粕島	20.2+111～20.2+230	〃		右 120			漏水実績有り 堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	漏水 越水 決壊	月の輪工・釜段工 積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	粕島 水ヶ曽根	20.2+230～23.0+53	〃			右 1,717		堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足 漏水の恐れ有り	漏水 決壊 漏水	積み土のう工 木流し工・月の輪工 月の輪工・釜段工
	〃	粕島	20.6+50～20.8	〃				右 270	旧川跡		

河川名	位置			管理団体	重点	A	B	要注意 区間	現況	予想 される 危険	対策水防工法
	都市	大字	河口からの距離 (自○km～至○km)								
阿賀野川	〃	小浮 千唐仁	23.0+53～23.8+10	〃		右 613			漏水実績有り 堤防高（流下能力） 不足	漏水 越水	月の輪工・釜段工 積み土のう工
	〃	千唐仁	23.8+10～24.2	〃			右 414		堤防高（流下能力） 不足	越水	積み土のう工
	〃	〃	24.2～24.2+10	〃		右 10			漏水実績有り 堤防高（流下能力） 不足	漏水 越水	月の輪工・釜段工 積み土のう工
	〃	千唐仁 小浮	24.2+10～25.0	〃			右 758		堤防高（流下能力） 不足 漏水の恐れ有り	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工・釜段工
	〃	千唐仁	24.2+50～24.4+50	〃				右 228	旧川跡		
	〃	小浮	25.0～25.0+10	〃		右 10			漏水実績有り 堤防高（流下能力） 不足	越水 漏水	月の輪工・釜段工 積み土のう工
	〃	〃	25.0+10～25.8-30	〃			右 807		堤防高（流下能力） 不足 漏水の恐れ有り	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工・釜段工
	〃	〃	25.6～25.8	〃				右 226	旧川跡		
	〃	〃	25.8-30～26.0-30	〃		右 213			漏水実績有り 漏水の恐れ有り 堤防高（流下能力） 不足	漏水 漏水 越水	月の輪工・釜段工 月の輪工・釜段工 積み土のう工
	〃	〃	26.0-30～26.0+160	〃			右 190		堤防高（流下能力） 不足	越水	積み土のう工
	〃	〃	26.0+160～26.2+10	〃		右 101			漏水実績有り 堤防高（流下能力） 不足	越水 漏水	月の輪工・釜段工 積み土のう工
	〃	小浮 保田 南郷	26.2+10～28.2	〃			右 2,534		堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足 漏水の恐れ有り	越水 決壊 漏水	積み土のう工 木流し工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	〃	保田 南郷 渡場	27.0～28.8+100	〃				右 2,169	旧川跡		
	〃	南郷	28.2～28.2+10	〃		右 10			漏水実績有り 漏水の恐れ有り	漏水 漏水	月の輪工・釜段工 月の輪工・釜段工
	〃	南郷 渡場	28.2+10～28.8+100	〃			右 590		漏水の恐れ有り	漏水	月の輪工・釜段工
	〃	渡 場	29.2+60～29.6-57	〃			右 266		堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	越水 決壊	積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	〃	29.6-57～29.6+43	〃		右 100			漏水実績有り 堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	漏水 越水 決壊	月の輪工・釜段工 積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	〃	29.6+43～29.8	〃			右 159		堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	越水 決壊	積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	〃	29.8～29.8+10	〃		右 10			漏水実績有り 堤防高（流下能力） 不足	越水 漏水	月の輪工・釜段工 積み土のう工
	〃	〃	29.8+10～31.0	〃			右 1,273		堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	越水 決壊	積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	草水	31.4+70～31.4+100	〃		右 30			堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	越水 決壊	積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	草水 小松	31.6～32.0+280	〃			右 627		堤防高（流下能力） 不足	越 水	積み土のう工
	〃	小 松	32.0+280～33.2+90	〃		右 1,097			堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	越水 決壊	積み土のう工 木流し工・築廻し工
	〃	〃	33.2+90～33.4+100	〃			右 179		堤防高（流下能力） 不足 堤防断面不足	越水 決壊	積み土のう工 木流し工・築廻し工

(2) 構造上危険な構造物

位置				構造物名	設置者名 (管理団体)	現況	予想される危険	対策水防工法
都市	町村	大字	河口からの距離					
新潟市 阿賀野市		横越 下黒瀬	左13.6+180 右13.6+130	横雲橋	新潟市	B	越水	積み土のう工 木流し工・川倉工
新潟市 阿賀野市		中新田 下里	左18.2+90 右18.2+5	羽越本線鉄橋	東日本旅客 鉄道株	A	越水	積み土のう工 木流し工・川倉工
五泉市 阿賀野市		馬下 小松	左32.4+120 右32.4+120	馬下橋	新潟県	B	越水	木流し工・川倉工

2 県管理区間

河川 番号	河川 名	位 置			現況 評定 基準	重 要 度			要注 意 区 間	予想 される 危険	対策水防工法
		郡市	町村	大字		重点区間	A	B			
9	駒林川	阿賀野		駒 林	新堤防				右 1,900 左 1,900	欠壊	木流し工 シート張工
		阿賀野		駒 林 中央町	堤防高	右 400 左 400	右 1,400 左 1,400	右 2,400 左 2,400		越水	積み土のう工
10	福島潟	阿賀野		飯山新	堤防高			右1,000		越水	積み土のう工
14	荒川川	阿賀野 新発田		中之通	堤防高			右1,000 左1,000		越水 欠壊	積み土のう工 シート張工
16	折居川	阿賀野		山 倉 下一分	新堤防				右5,500 左5,500	欠壊	木流し工 シート張工
17	割石川	阿賀野		勝 屋	堤防高			右 700 左 700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工 シート張工
18	上江川	阿賀野		折 居	法崩れ すべり			右 800 左 800		欠壊	積み土のう工
		阿賀野		折 居	堤防高		右 700 左 700			越水	積み土のう工
19	安野川	阿賀野		金 小 里	堤防断面		右3,150 左3,150			欠壊	積み土のう工 木流し工 シート張工
		阿賀野		百 津 荒 屋	堤防断面			右2,480 左2,470		欠壊	積み土のう工 木流し工 シート張工
		阿賀野		百 津 荒 屋	堤防断面 漏 水		右 620 左 650			欠壊	月の輪工 シート張工
		阿賀野		荒 屋 大 室	法崩れ すべり			右4,200 左4,200			
		阿賀野		山 寺	堤防高		右 500			越水	積み土のう工
20	大荒川	阿賀野		大野地 次郎丸	堤防高			右4,700 左4,700		欠壊	積み土のう工 シート張工
21	大通川	阿賀野		榎 日の出町	堤防高			右3,800 左3,800		越水	積み土のう工
		阿賀野		横 山 須 走	堤防高			左 850		越水	積み土のう工
22	塚田川	阿賀野		山 倉 崎	堤防断面			右2,400 左4,430		欠壊	積み土のう工 シート張工
25	大日川	阿賀野		大 室	堤防高		左 600			越水 欠壊	積み土のう工
26	七浦川	阿賀野		大野地	法崩れ すべり			右1,050 左1,050		越水	積み土のう工
		阿賀野		大野地 宮 島	堤防高	右 350 左 350	右 650 左 650			越水	積み土のう工
27	ム沢川	阿賀野		村 杉	堤防高			右 200		越水	積み土のう工
28	古川	阿賀野		粕 島 川 前	堤防高			右 2,900 左 2,900		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
43	都辺田川	阿賀野		保 田 福 水	法崩れ すべり			右 3,200 左 3,200		欠壊	積み土のう工 木流し工
48	藤戸川	阿賀野		草 水	堤防高			右 500 左 500		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工

3 阿賀野市危険箇所

安田地区

危険箇所	状況	対処方法	担当課
中山(坂下宅)	宅地浸水	宅地が道路より低い路肩に土のう設置	建設課
中山(臺藏一男宅)	宅地浸水	土のう積・ポンプ排水	建設課
庵地(志田宅周辺)	宅地浸水	ポンプ排水	消防・(建設課)
岩瀬川(小山宅～渡辺宅)	宅地浸水	土のう設置 取水ゲートを止める	建設課・消防
県道五泉安田線(帆苅宅)	宅地浸水	土のう積	建設課
下町(井上宅)	宅地浸水	土のう積	建設課
車川(伊藤宅)	宅地浸水	取水ゲートを止める	建設課・消防
原町(小林宅)	宅地浸水	土のう積	建設課
久保(丸紅アパート近辺)	道路冠水	常設ポンプ排水	建設課
ホリスティックパーク	浸水	施設撤去	建設課
安田橋運動公園	浸水	施設撤去	生涯学習課
浦町(高橋宅)	宅地浸水	土のう積	建設課
庵地(鈴木宅)	宅地浸水	土のう積	建設課
小松 大沢川樋門	施設管理	交通規制・ポンプ排水	建設課
都辺田川 17・18 号樋門	施設管理	水門操作	建設課
ホテルさきはな	浸水	避難勧告指示	総務課
東部産業団地(あがの池)	調整池	日常の管理でゴミを除去する	建設課
岩野(産業団地排水路)	越水・農地被害	日常の管理でゴミを除去する	建設課
宝珠温泉	駐車場冠水	車両の迅速な移動	商工観光課
十王堂川	内水はん濫	ポンプ排水	建設課
藤戸川	内水はん濫	土のう積	建設課(新潟県)
十王堂川(亀田屋裏)	内水はん濫	土のう積	建設課
丸山(海老瀬川)上山橋	法面崩壊	土のう積	建設課

京ヶ瀬地区

危険箇所	状況	対処方法	担当課
緑岡4地内 市道緑岡前山線沿線	道路側溝浸水 道路・宅地浸水	処理場内雨水排水ポンプ稼動 確認、調整池確認、土のう積	建設課

危 険 箇 所	状 況	対 処 方 法	担 当 課
京ヶ島～関屋地内（田区）	田区浸水	関屋 187 号浸水の場合、バリケード設置	建設課
前山地内 旧小里川沿線	河川溢水 道路・宅地浸水	堤防土のう積 県道新潟安田線バリケード設置 誘導員配置	総務課
月崎地内 花立川沿線	河川溢水 道路・宅地浸水 田区浸水	堤防土のう積 バリケード設置、誘導員配置	総務課
小島～川前地内 古川沿線田区	河川溢水 田区浸水	小島 265 号浸水の場合 バリケード設置	建設課
小島集落内（小島 258 号沿線）	道路側溝溢水 道路・宅地浸水	土のう積み・バリケード設置 誘導員配置	建設課
川前集落内	宅地浸水	土のう積み 状況により周辺住民避難	建設課
深堀集落内 （深堀 46 号沿線）	道路・宅地浸水	道路・宅地浸水	建設課
国道 460 号下里地内 JR ガード下	道路側溝溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置 （株三浦組）	建設課
阿賀野川右岸堤防 市道堤防線	堤防溢水・決壊	土のう積み他水防活動	建設課
阿賀野川右岸堤防水門	堤防溢水・決壊	土のう積み他水防活動	建設課
阿賀野川河川敷 安野川水門公園	河川高水敷溢水	公園施設撤去	生涯学習課
阿賀野川河川敷 籠尻川河川公園	河川高水敷溢水	公園施設撤去	建設課
阿賀野川河川敷 総合運動場（ゴルフ場）	河川高水敷溢水	管理施設撤去	生涯学習課
県道水原亀田線窪川原地内 籠尻川交差点付近	河川溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置 （株三浦組）	建設課
県道水原亀田線下里地内 籠尻川交差点付近	河川溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置 （株三浦組）	建設課
市道京ヶ島 171 号 籠尻川交差点付近	河川溢水 道路浸水	バリケード設置、誘導員配置	建設課

水原地区

危 険 箇 所	状 況	対 処 方 法	担 当 課
中央町 1 丁目 白鳥通付近	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
中央町 1 丁目 天朝閣付近	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
岡山町 天朝山脇	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
中央町 2 丁目 堰場付近	道路宅地冠水	通行止・バリケード設置	建設課
下条町 無為信寺前	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
南安野町 国道 460 号	道路浸水	通行止・バリケード設置 （株井上土木）	新潟県
中島町 中島 4 付近	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
押切 白川堰	施設管理	現場確認	消防本部・ 建設課
大野地樋門	道路浸水 施設管理	ポンプ設置（株加藤組）	建設課

危 険 箇 所	状 況	対 処 方 法	担 当 課
水ヶ曾根 古川堰	施設管理	現場確認	建設課

笹神地区

危 険 箇 所	状 況	対 処 方 法	担 当 課
関口～下山屋 塚田川沿線(新潟五泉間瀬線)	河川溢水 道路浸水	通行止・バリケード設置 折居川改修により危険性は減少	建設課
関口地内 発久山倉線榎船渡滝沢線交差点	河川溢水 道路浸水	通行止・バリケード設置 折居川改修により危険性は減少	建設課
宮島地内 七浦川	河川溢水 道路浸水	堤防土のう積バリケード設置	総務課
村杉地内 山水道路横断箇所	宅地浸水	土のう積	総務課
押切地内 集会所～集落入口	道路側溝浸水 宅地浸水	土のう積	総務課
笹岡地内 御巡幸線 新潟五泉間瀬線交差点	河川溢水 宅地浸水	土のう積 通行止・バリケード設置	建設課
船居～高田地内 大通川右岸	堤防越水	河川パトロール 大型土のう設置	建設課
羽黒地内 羽黒堰	河川溢水	河川パトロール 堰の調整	消防本部・ 建設課
大室地内 里川水門	河川溢水	河川パトロール 堰の調整	建設課・農林課

第4章 気象状況及び洪水予報

第1節 洪水予報を行う河川

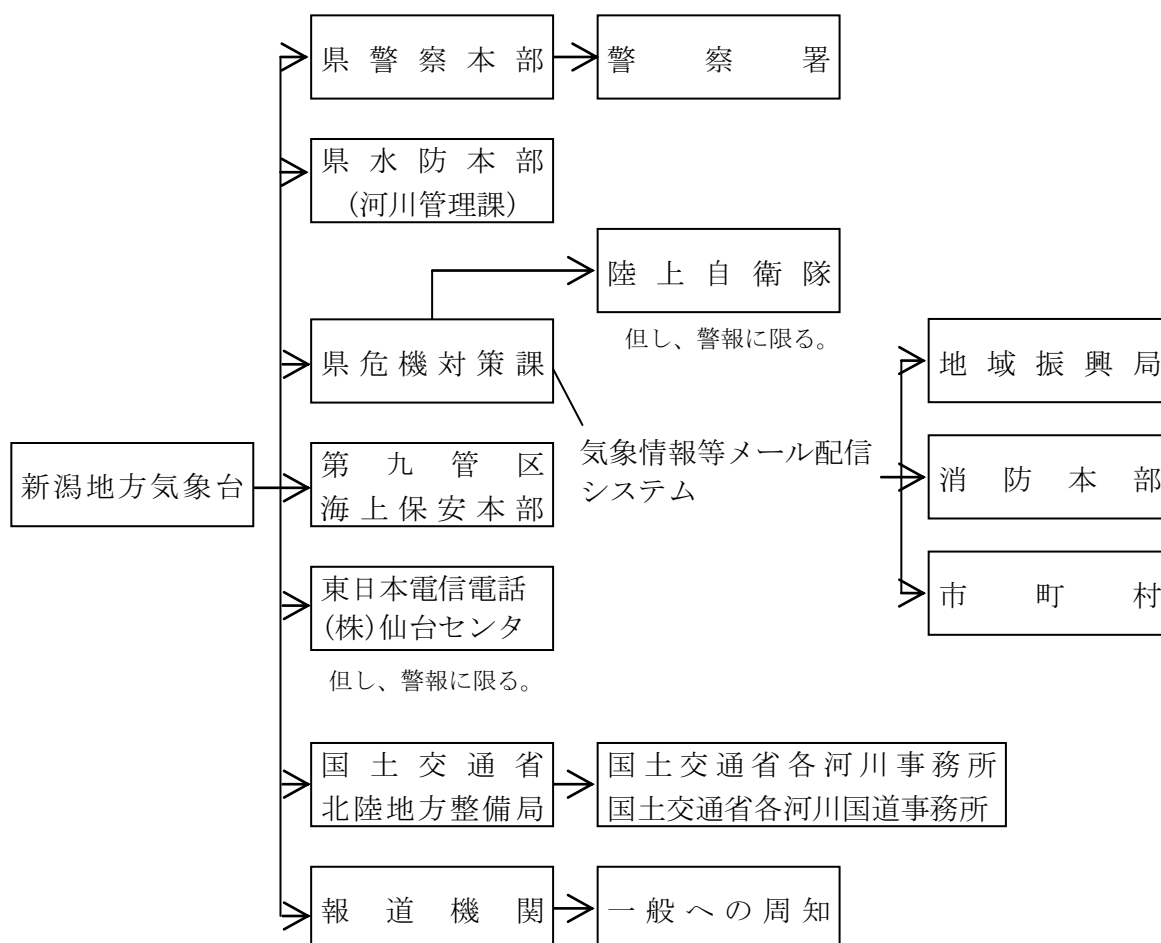
水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川で、阿賀野市に関するものは、次のとおりである。

河川名	区 域	洪水予報 基準地点	担当官署名
阿賀野川	左岸 新潟県五泉市大字馬下字大沢から海まで 右岸 新潟県阿賀野市小松から海まで	馬下 満願寺	北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 新潟地方気象台

第2節 気象状況及び洪水予報の連絡

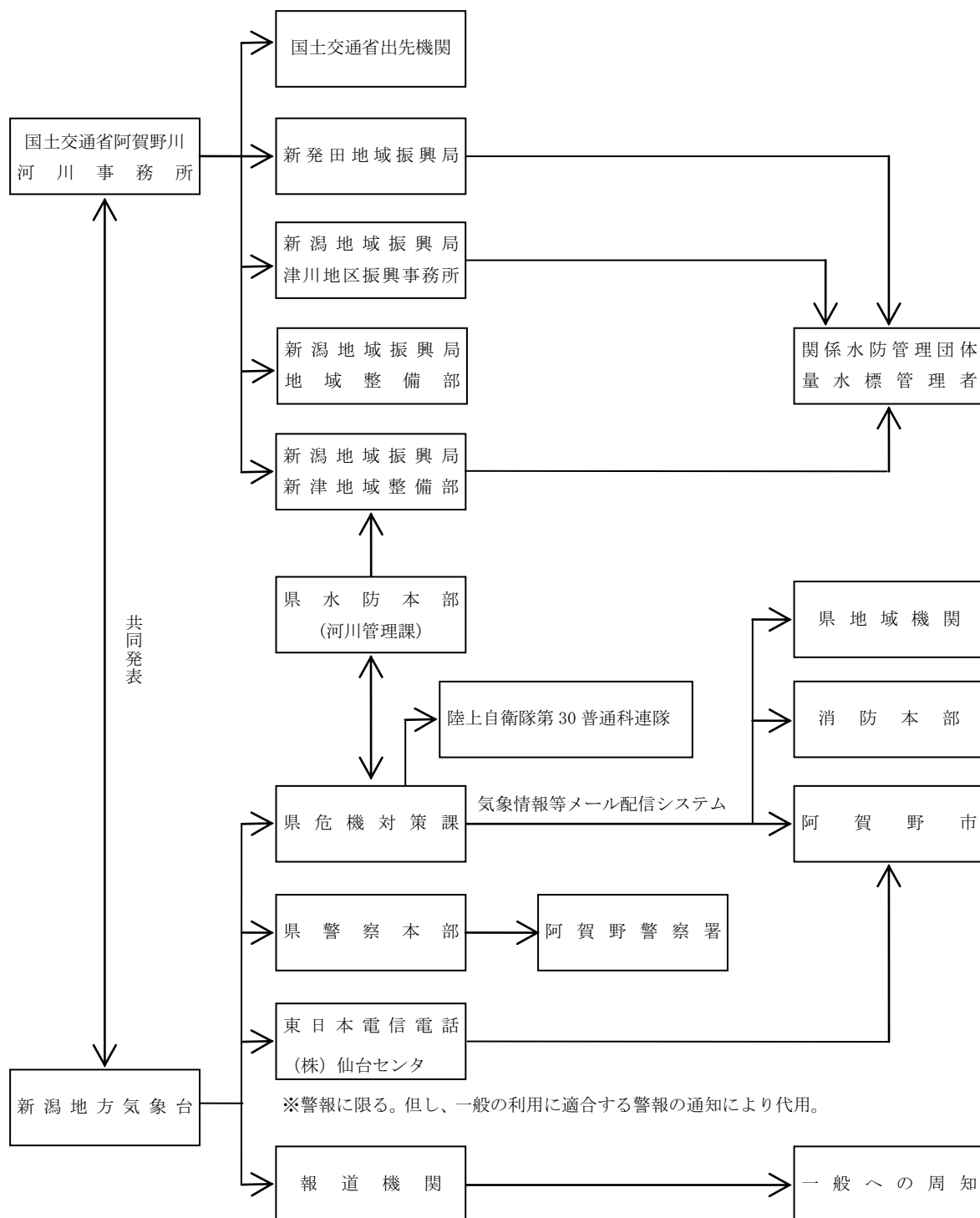
1 気象状況の連絡

水防法第10条第1項の規定による気象状況の連絡は、次の系統により行う。



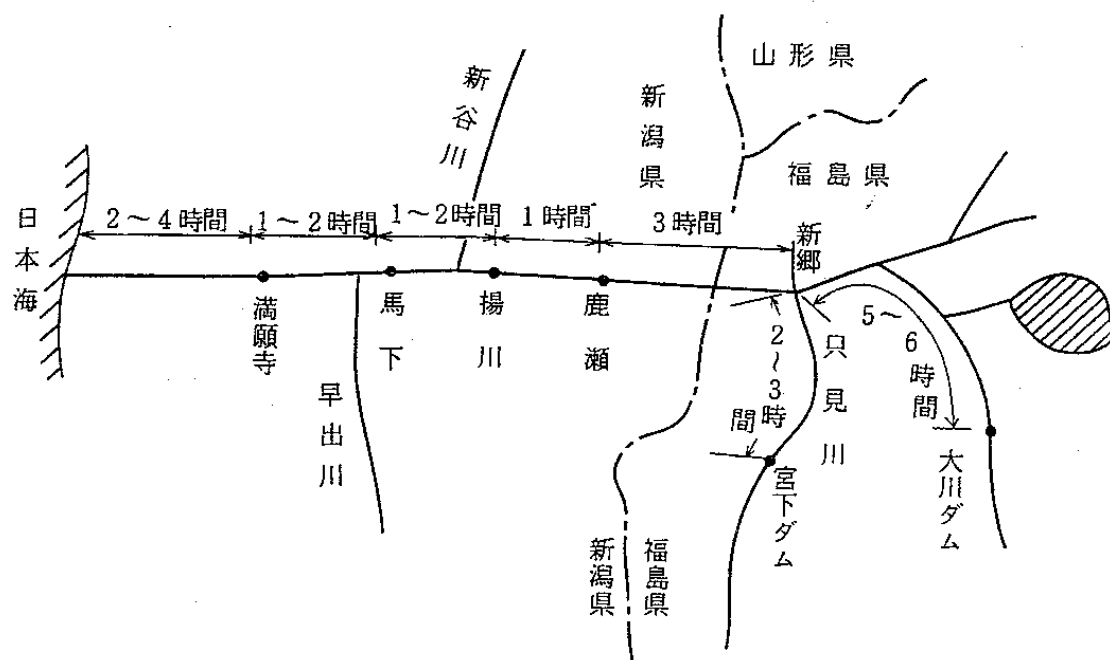
2 阿賀野川洪水予報の通知

水防法第10条第2項及び法第11条の規定による阿賀野川の洪水予報の通知は、次のとおりである。



なお、阿賀野川の浸水想定区域に対する洪水予報、水位到達情報の伝達は市防災行政無線（同報系）、コミュニティ放送、市及び消防の広報車、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。

3 阿賀野川洪水到達時間



第5章 阿賀野川水防警報計画

第1節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者

(1) 水防法第16条の規定により国土交通大臣が水防警報を行う河川で、阿賀野市に関するものは、次のとおりである。

河川名	区 域	発 表 者
阿賀野川 (幹川)	左岸 阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工 から海まで 右岸 阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工 から海まで	阿賀野川 河川事務所長

(2) 水防法第16条の規定により新潟県知事が水防警報を行う河川で、阿賀野市に関するものは、次のとおりである。

河川名	区 域	発 表 者
阿賀野川	左岸 福島県界から阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工まで 右岸 福島県界から阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工まで	新潟県地域振興局 津川地区 振興事務所長

第2節 水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所

水防警報の対象となる阿賀野川水位観測所は、次のとおりである。

(1) 国土交通大臣所管

河川名	観測所名	地名			はん濫 危険水位	避難判断 水位	はん濫 注意水位	水防団 待機水位	摘 要	堤防高	量水標の 零点標高
		郡市	町村	大字	〔危険 水位 (流量)〕	〔特別 警戒 水位〕	〔警戒 水位 (流量)〕	〔通報 水位 (流量)〕			
阿賀野川	馬 下 満願寺	五 泉 新 潟	秋葉	馬 下 満願寺	22.80	22.60	20.15	19.65	テレメーター	24.15	
					8.70	8.70	6.50	5.80			

(2) 新潟県知事所管

河川名	観測所名	地名			はん濫 危険水位	避難判断 水位	はん濫 注意水位	水防団 待機水位	摘 要	堤防高	量水標の 零点標高
		郡市	町村	大字	〔危険〕 水位 (流量)	〔特別〕 警戒 水位	〔警戒〕 水位 (流量)	〔通報〕 水位 (流量)			
阿賀野川	津川	東蒲原郡	阿賀町	津川	52.69	51.85	50.70	50.00	テレメーター 0254-92- 3187	56.30	0.000

第3節 水防警報の段階と範囲及び水防情報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

2 水防警報の段階と範囲

(1) 水防警報の段階

段 階	範 囲
第1段階：準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。
第2段階：出動	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。
第3段階：状況	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。
第4段階：解除	水防活動の終了を通知するもの。

(2) 対象量水標の水防警報範囲

国土交通大臣所管

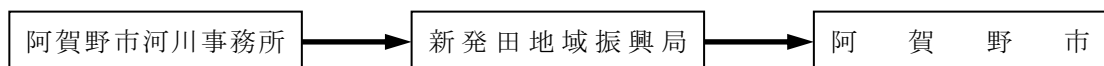
河川名	量水標名	準 備	出 動	状 況	解 除	そ の 他 必要な事項
阿賀野川	馬 下 満願寺	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況等により水位がはん濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあり又ははん濫注意水位(警戒水位)を越え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位がはん濫注意水位(警戒水位)以下に復したとき。 但し、はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	

新潟県知事所管区間

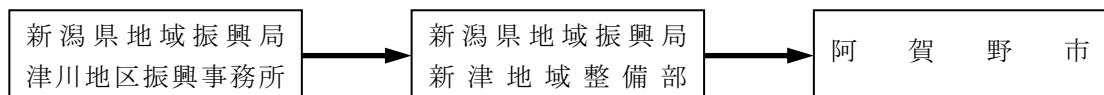
河川名	量水標名	準 備	出 動	状 況	解 除	そ の 他 必要な事項
阿賀野川	津 川	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況等により水位がはん濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあり又ははん濫注意水位(警戒水位)を越え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位がはん濫注意水位(警戒水位)以下に復したとき。 但し、はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	

(3) 水防警報の伝達系統

阿賀野川 (馬下、満願寺)



阿賀野川 (津川)



第4節 水防重要樋門等

阿賀野川において水防警報等が発せられたとき及びその他の河川水位が警戒すべき水位に近づいた場合は、速やかに樋門等管理者へ通報する。

水防重要樋門等

	水門名称	位 置	管 理 者	連 絡 先	電話番号
阿賀野川	上ノ沢樋管	阿賀野市小松	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	大沢川樋門	阿賀野市小松	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	海老漉樋門	阿賀野市保田	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	千唐仁樋管	阿賀野市千唐仁	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	大河原樋管	阿賀野市島瀬	国土交通省	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	22 - 1132
阿賀野川	ホ種樋管 (水ヶ曽根排水機場)	阿賀野市水ヶ曽根	新潟県	阿賀野市役所農林課	62 - 2510
阿賀野川	古川樋管	阿賀野市水ヶ曽根	国土交通省	阿賀野市役所建設課	62 - 2510
阿賀野川	籠尻川排水機場	阿賀野市下黒瀬	新潟県	阿賀野川土地改良区	62 - 2140
阿賀野川	法柳樋門	阿賀野市乙金沢	国土交通省	阿賀野市役所建設課	62 - 2510
阿賀野川	安野川水門	阿賀野市乙金沢	国土交通省	阿賀野市役所建設課	62 - 2510
大荒川	白川堰	阿賀野市須走	新潟県	阿賀野市役所建設課	62 - 2510
大荒川	羽黒堰	阿賀野市羽黒	新潟県	阿賀野市役所建設課	62 - 2510
都辺田川	水門 1～21	阿賀野市 保田、沢田、福永	新潟県	阿賀野市安田支所 阿賀野川土地改良区	68 - 3000 62 - 2140

第6章 管内河川の警報等

第1節 警報

当市管内を流れる河川のうち、阿賀野川を除く河川については、市長が次の基準により警報を発表する。

- (1) 局地的な集中豪雨によって河川が急激に増水し、決壊又は破堤の恐れがあると判断される場合。
- (2) 24時間に100mmを越えるような雨量を記録し、関係地域の住民から河川が危険状態である旨の通報を受けたとき。
- (3) その他河川の破堤、決壊が生ずるような事態が生じたとき。

第2節 消防団各分団の受け持ち区域

各分団の水防受け持ち区域は、第7章第2節第3項に示すとおりとする。

第7章 水防巡視及び出動

第1節 水防巡視等

1 河川堤防の巡視

(1) 洪水予報の通知を受けたときの巡視

洪水予報又は洪水の危険のある旨の通知を受けたとき、消防長は、随時、危険と思われる河川、堤防を巡視し、水位の変化と水門の状況等の把握に努め、巡視結果を本部長に報告するとともに状況により受け持ち分団長との連絡を図る。

(2) 水防警報を受けたときの巡視

直ちに消防長に通報し、危険区域について堤防巡視を行うほか、状況によっては、各河川の水防受け持ち区域の消防分団長に対し、警戒要員を河川及び樋門等の巡視に当たらせるよう指示をする。

(3) 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときの巡視

阿賀野川の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき又は、各河川の水位が警戒すべき水位に達したときは直ちに関係消防分団長に通知する。

分団長は、常時河川、堤防を巡視し洪水の恐れを察したときは、団員を招集して水防作業に当たらせる。

第2節 水防非常配備

1 水防管理団体(阿賀野市)の非常配備

(1) 市長が管下の消防団、水防協力団体を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- ア 市長が必要と認めた場合
- イ 水防警報指定河川にあつては、水防警報が発せられた場合
- ウ 水防情報提供河川にあつては、水防情報が発せられた場合
- エ 緊急にその必要があるとして知事から指示があつた場合

(2) 消防団、水防協力団体に対する非常配備

- ア 待機 市長はその後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような体制を整備しておくものとする。
待機の指令はおおむね次の状況の際に発する。水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合。

イ 準備 消防団本部、水防協力団体の長は、所定の詰所に集合し、資器材の整備点検、団員の配備計画等に当たりダム、水こう門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員を出勤させる。準備の指令はおおむね次の状況の際に発する。

河川水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇し、はん濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。

ウ 出 動 消防団、水防協力団体の全員が所定場所に集合し、警戒配備につく。出勤の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）以上に上昇のおそれがあり出勤の必要を認めたとき。

2 消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第 16 条の規定による水防警報等を受けたとき又は、洪水の危険が予想されるときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

3 消防団分団の水防受け持ち区域

河川名	区域	延長(m)	担当分団	人員(人)	責任者
阿賀野川	小松～渡場	5,200	安田第2分団	75	安田第2分団長
〃	新保～稗河原場	7,100	安田第3分団	77	安田第3分団長
〃	分田8～水ヶ曾根	1,500	水原第3分団	76	水原第3分団長
〃	粕島～下里	3,200	京ヶ瀬第3分団	42	京ヶ瀬第3分団長
〃	下黒瀬～法柳	3,600	京ヶ瀬第2分団	45	京ヶ瀬第2分団長
〃	乙金淵	500	京ヶ瀬第1分団	39	京ヶ瀬第1分団長
藤戸川	草水	2,800	安田第2分団	75	安田第2分団長
海老漣川	丸山～籠田	2,700	安田第1分団	100	安田第1分団長
都辺田川	ツベタ～安田新栄町	6,900	安田第1分団	100	安田第1分団長
〃	南郷砂山	700	安田第3分団	77	安田第3分団長
古川	分田～水ヶ曾根左岸	2,900	水原第3分団	76	水原第3分団長
〃	川前～小島右岸	2,900	京ヶ瀬第3分団	42	京ヶ瀬第3分団長
安野川	今板～宮嶋	6,600	笹神第2分団	80	笹神第2分団長
〃	里～荒屋	1,900	水原第2分団	82	水原第2分団長
〃	弥生町～百津	2,000	水原第1分団	80	水原第1分団長
〃	月崎	300	京ヶ瀬第3分団	42	京ヶ瀬第3分団長
〃	山口～下山口3	1,500	水原第1分団	80	水原第1分団長
〃	小里～乙金淵	2,900	京ヶ瀬第1分団	39	京ヶ瀬第1分団長
駒林川	境新田	300	水原第2分団	82	水原第2分団長
〃	下金田～みそら野	4,000	水原第1分団	80	水原第1分団長

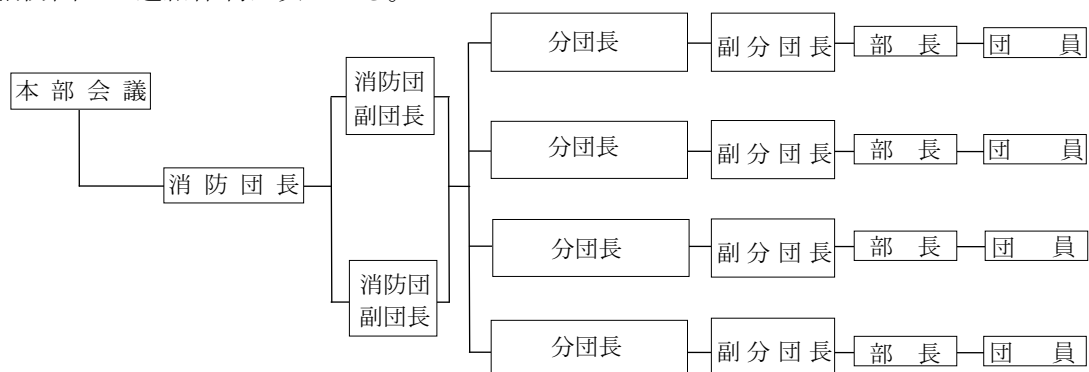
河川名	区域	延長(m)	担当分団	人員(人)	責任者
〃	駒林	3,200	京ヶ瀬第1分団	39	京ヶ瀬第1分団長
大通川	須走～横山	1,400	笹神第1分団	83	笹神第1分団長
〃	日の出町～沖通	4,800	水原第1分団	80	水原第1分団長
〃	沖ノ館～榎	2,000	笹神第3分団	81	笹神第3分団長
七浦川	山寺～宮嶋	2,400	笹神第2分団	80	笹神第2分団長
〃	里～大野地	1,100	水原第2分団	82	水原第2分団長
大荒川	畑江	5,000	笹神第2分団	80	笹神第2分団長
〃	羽黒～押切	4,000	笹神第1分団	83	笹神第1分団長
〃	大野地～境新田	900	水原第2分団	82	水原第2分団長
塚田川	羽黒～塚田	2,300	笹神第1分団	83	笹神第1分団長
〃	上関口～山倉新田	5,700	笹神第3分団	81	笹神第3分団長
割石川	勝屋～女堂	4,800	笹神第2分団	80	笹神第2分団長
折居川	折居～女堂	6,000	笹神第2分団	80	笹神第2分団長
〃	上一分～下一分	2,800	笹神第1分団	83	笹神第1分団長
〃	長起～山倉新田	3,500	笹神第3分団	81	笹神第3分団長
上江川	折居～女堂	3,100	笹神第2分団	80	笹神第2分団長
大日川	大日～大室	6,600	笹神第2分団	80	笹神第2分団長
ム沢川	村杉	1,400	笹神第2分団	80	笹神第2分団長
荒川川	中ノ通	1,200	笹神第3分団	81	笹神第3分団長

※ 上記以外における水防活動については、阿賀野市消防団規則第4条で定める管轄区域の分団がこれに当たる。

また、団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができるものとする。

第3節 消防団への連絡

消防団への連絡体制は次による。



伝達方法は電話による。(安田地区は防災行政無線を活用する。)

第4節 巡視出動の連絡

水防管理者は、次の各号の行動又は作業をしたときは、直ちに市内の河川については新発田地域振興局長に、阿賀野川については交通省阿賀野川河川事務所長に連絡して必要な措置を求めるものとする。（水防法第9条、30条、31条）

- （1）河川堤防等を巡視して異常等を発見したとき。
- （2）消防団、水防協力団体が出動したとき。
- （3）水防上危険箇所等に水防作業を開始したとき。

第5節 水防解除

水防管理者は、水位が低下したとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを一般に知らせるものとする。

第8章 決壊時の措置

第1節 決壊の通報及び措置

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者は直ちにこの状況を関係機関（阿賀野川河川事務所長、新発田地域振興局長、阿賀野警察署長、保線区長）及びはん濫する方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。

決壊後といえども水防管理者、消防団長及び消防長又は水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第2節 避難

1 避難の指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められたときは、市長（水防管理者）は必要と認められる地域の居住者に対し、ラジオ、信号、広報車、防災無線、その他の方法により避難又はその準備を指示する。指示する場合においては、阿賀野警察署長にその旨を通知する。（水防法第29条）

2 避難

立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、阿賀野警察署長は水防管理者と協力して誘導する。

水防管理者は、阿賀野警察署長及び消防長と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路につき必要な措置を講じておくものとする。

また、消防長及び消防団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難が必要と認めるときは、安全な場所に避難誘導する。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、

警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第9章 水防報告

第1節 水防概況報告

市長は、洪水等により被害が生じた場合は、水防活動終了後2日以内に新発田地域振興局を經由して県土木部河川管理課(水防本部)にその概況を速報する。また、阿賀野川に関しては、阿賀野川河川事務所長にも概況を速報する。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合はその旨あわせて連絡する。

第2節 水防活動実施報告 (昭和53年1月28日付け、建設省河治発第4号、河川局長通達)

市長は、水防が終結したときは、速やかに次の事項を取りまとめて、所定の様式により新発田地域振興局長及び阿賀野川河川事務所長に報告する。

- 1 水防実施河川名及び位置
- 2 活動日時
- 3 活動人員 (当該箇所の延べ人員)
- 4 水防活動費用の内訳
- 5 その他必要な事項

下記事項については、記録を整理しておき、必要に応じ報告する。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 消防団員又は消防機関に属するものの出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分(水防資材費が不明のときはとりあえずその旨を報告すること)
- (7) 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- (10) 自衛隊及び一般の応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察の援助状況
- (13) 現場指導官公吏氏名

- (14) 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 殊勲者及びその功績
- (17) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- (19) その他必要な事項

注) 年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約 35 万円）以上となると補助金制度の対象となるので、市は、報告をできるだけ正確に行い交付の際必要な書類（資材受払簿、資材購入証拠書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

第3節 消防団の報告

各分団長は、水防活動終了後、速やかに水防本部長に報告しなければならない。

第 10 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

水防に要する費用は、阿賀野市の区域を管理する阿賀野市が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。（水防法第 41 条、第 23 条第 3 項、第 4 項）

また、阿賀野市の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。（水防法第 42 条）

第 2 節 公用負担

1 権限

水防のため緊急の必要あるときは、市長及び消防団長等は、次の権限を行使することができる。（水防法第 28 条）

- （1）必要な土地の一時使用
- （2）土石、竹木その他の資材の収用
- （3）車両、その他の運搬具又は器具の使用
- （4）工作物、その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長、消防団長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあっては、次表のような証明書を携行し、必要な場合にこれを提出しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書		第	号
		身 分	
		氏 名	
上記の者に阿賀野市区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を 委任したことを証明する。			
		氏 名	印
年	月	日	
水防管理者		阿賀野市長	

3 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次表のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者・管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 命 令 書	
負担者	住 所 氏 名
物 件	
数 量	
負 担 内 容	使 用 ・ 収 用 ・ 処 分
期 間	
摘 要	

水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。

年 月 日

指令者 氏 名 (印)

4 損失補填

権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。（水防法第28条第2項）

第 11 章 応援協力

第 1 節 水防機関の協力等

- (1) 市長は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己責任区域の水防に支障のない範囲内で消防団員を指揮し必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。
- (2) 市長は、水防上必要があると認めるときは、阿賀野警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。
- (3) 市長は、水防上必要があると認めるときは、県を通じ、自衛隊の出動を求めるものとする。
- (4) 水防区域内において 2 以上の管理団体に関係ある水防事務については各水防管理者相互において予め協定しておく。

第 12 章 通信連絡および輸送

第 1 節 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信は、無線通信を主として使用し、近距離の連絡確保のため通信の発着点、資材備蓄所、水防作業現場等には必ず自転車等の伝令を配置するものとする。

第 2 節 非常通話の取扱い

非常事態において、電信電話回線の通信が輻輳し一般加入電話からの即時通話ができないときでも、水防上緊急を要する場合は、法第 27 条および電気通信事業法第 8 条の規定により「重要通信の確保」として優先的に利用することができる。

第 3 節 その他の通信施設の使用

専用の電話及び一般加入電話により通信が途絶、または著しく輻輳し、特に緊急を要する場合は、法第 27 条及び電波法第 52 条の規定により「非常通信」として次に掲げる機関の通信施設を使用するものとする。

1 警察通信施設

2 国土交通省関係通信施設

3 電気事業関係通信施設

4 鉄道関係通信施設

5 その他の通信施設

(1) アマチュア無線、民間等の無線通信施設の使用が不可欠のときは、電波法第 52 条の規定による「非常通信」の取扱いとして、施設管理者に通信連絡の要請を行うこと。

(2) 東日本電信電話(株)の孤立防止用無線通信施設について、非常時の予備通信系として設定しておくこと。

第 4 節 輸送の確保

1 市は、管内の重要水防区域についてあらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成し、所轄地域振興局長に提出しておくものとする。

(1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図

(2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図

2 市は、近距離輸送のためトラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第 13 章 避難計画

この計画は、災害により身体生命が危険な状況にある場合、これらの者を保護するため、安全な場所に避難又は収容するときの計画である。

第 1 節 避難所の設置

避難所として利用する施設は次のとおりである。

避難所一覧

指定避難所	施設		住所	施設管理者又は、 責任者	管理者・責任者		建物の 構造	階数	面積	収容 人数
	電話 番号	FAX			電話 番号	FAX				
保田小学校 体育館	68-3014	68-2606	阿賀野市保田 4664	学校長	62-2790	63-9250	S	1	1299.0 m ²	650 人
風の子保育園	68-5910	68-5950	保田 715-1	園長	68-5910	68-5950	S	1	1466.0 m ²	733 人
安田体育館	68-3006	68-3020	保田 4807-1	生涯学習課長	62-5322	62-1877	S	1	2298.0 m ²	1,149 人
安田公民館	68-3006	68-3020	保田 4807-1	生涯学習課長	62-5322	62-1877	R C	3	1613.0 m ²	807 人
コミュニティセンター 城のうち	68-4872	68-5549	保田 4807-1	福祉課長	61-2476	61-2036	R C	1	372.0 m ²	186 人
安田中学校 体育館	68-3013	68-5813	保田 4419	学校長	62-2790	63-9250	S	1	930.0 m ²	465 人
ほたる保育園	68-3009	47-7676	保田 3882-1	園長	68-3009	47-7676	R C	1	1088.0 m ²	544 人
安田幼稚園	68-3012	68-3012	保田 3891	園長	62-2790	63-9250	R C	1	659.0 m ²	330 人
山手小学校 体育館	68-3017	68-5538	福永 910	学校長	62-4141 62-2790	63-9250	S	1	812.0 m ²	406 人
小松ふれあい会館	—	—	小松 325	自治会長			W	1	143.0 m ²	72 人
赤坂小学校 体育館	68-3016	68-5540	六野瀬 1345	学校長	62-2790	63-9250	S	1	687.0 m ²	344 人
旧大和小学校 体育館	68-3015	68-5545	小浮 2443	学校管理課長	62-2790	63-9250	S	1	800.0 m ²	400 人
旧寺社小学校 体育館	68-3018	68-5537	寺社甲 2009	学校管理課長	62-2790	63-9250	W	1	696.0 m ²	348 人
京ヶ瀬中学校 体育館	67-2004	67-4772	姥ヶ橋 739	学校長	62-2790	63-9250	S	1	1676.0 m ²	838 人
保健福祉センター京和荘	67-3171	67-4515	姥ヶ橋 1104	福祉課長	61-2476	61-2036	R C	2	2082.0 m ²	1,041 人
京ヶ瀬小学校 体育館	67-2103	67-4773	姥ヶ橋 749	学校長	62-2790	63-9250	R C	1	1457.0 m ²	729 人
京ヶ瀬体育館	67-2748	—	姥ヶ橋 750	生涯学習課長	62-5322	62-1877	R C	2	1881.0 m ²	941 人
釈尊寺	67-2322	—	下ノ橋 264-2	住持	67-2322	—	W	1	300.0 m ²	150 人
前山小学校 体育館	67-2318	67-4774	前山 305-1	学校長	62-2790	63-9250	R C	1	1200.0 m ²	600 人

県立駒林特別支援学校 体育館	67-4851	67-4890	駒林 5050	学校長	67-4851	67-4890	W	1	934.0 m ²	467 人
京ヶ瀬幼稚園	67-2033	67-4775	緑岡 129-1	園長	62-2790	63-9250	R C	1	982.0 m ²	491 人
京ヶ瀬保育園	67-3031	67-3032	緑岡 3-20	園長	67-3031	67-3032	R C	2	1791.0 m ²	896 人
分田小学校 体育館	62-2604	63-0514	東町 995	学校長	62-2790	63-9250	S	1	650.0 m ²	325 人
分田農村環境改善センター	62-2606	—	分田 1322-1	農林課長	61-2478	62-2521	S	2	506.0 m ²	253 人
分田保育園	62-0234	62-0234	上江端 375-1	園長	62-0234	62-0234	W	1	570.0 m ²	285 人
堀越児童屋内体育館	62-2542	63-0431	野地城 259-2	学校長	62-2790	63-9250	S R C	1	801.0 m ²	401 人
堀越地区農業活性化センター	63-1413	—	野地城 90-1	農林課長	61-2478	62-2521	W	1	323.0 m ²	162 人
あやめ保育園	62-3685	62-3685	野地城 91	園長	61-2476	61-2036	R C	1	910.0 m ²	455 人
水原中学校 体育館	62-2455	62-2498	学校町 9-9	学校長	62-2790	63-9250	S	1	1946.0 m ²	973 人
水原小学校 体育館	62-2005	62-3005	岡山町 4-35	学校長	62-2790	63-9250	S R C	1	1957.0 m ²	979 人
水原総合体育館	62-0656	62-3604	岡山町 10-18	生涯学習課長	62-5322	62-1877	S R C	2	5345.0 m ²	2,673 人
福祉会館	62-1360	62-1360	外城町 10-5	福祉課長	61-2476	61-2036	S R C	2	1295.0 m ²	648 人
コミュニティセンター 瓢湖憩の家	62-0511	—	水原 314-19	福祉課長	61-2476	61-2036	S	1	599.0 m ²	300 人
安野小学校 体育館	62-2111	63-2481	南安野町 7-1	学校長	62-2790	63-9250	S	1	777.0 m ²	389 人
水原公民館	62-2028	62-0618	山口町 1-2-14	生涯学習課長	62-5322	62-1877	R C	3	1753.0 m ²	877 人
神山小学校 体育館	62-0353	63-1878	山倉 107	学校長	62-2790	63-9250	S	3	3937.0 m ²	1,969 人
高齢者コミュニティセンター ささかみ荘	62-7903	—	山倉 426	福祉課長	61-2476	61-2036	S	1	447.0 m ²	224 人
笹神中学校 体育館	62-7330	63-1879	笹岡 200	学校長	62-2790	63-9250	S	1	1906.0 m ²	953 人

みのり保育園	63-8254	63-8254	上高関 108-1	園長	63-8254	63-8254	R C	2	804.0 m ²	402 人
笹神体育館	61-2111	62-7749	笹岡 157-1	生涯学習課長	62-5322	62-1877	S	1	4141.0 m ²	2,071 人
笹岡小学校 体育館	62-2419	63-1877	山崎 1443-1	学校長	62-2790	63-9250	S	1	1360.0 m ²	680 人
笹神農民研修所	62-2186	—	上一分 134	農林課長	61-2478	62-2521	R C	1	396.0 m ²	198 人
ふれあい会館	63-8019	62-2064	山崎 77	生涯学習課長	62-5322	62-1877	R C	2	1762.0 m ²	881 人
笹神保健センター	63-8875	—	山崎 89	健康推進課長	61-2474	62-2513	R C	1	566.0 m ²	283 人
出湯保育園	62-3525	62-4935	出湯 280-6	園長	62-3525	62-4935	R C	1	150.0 m ²	75 人
五頭連峰少年自然の家	62-0120	62-1670	畑江 23	生涯学習課長	62-5322	62-1877	R C	2	2434.0 m ²	1,217 人
五頭山麓うらの森	61-3511	61-3512	大室 3946-163	商工観光課長	62-2510	61-2037	W	1	487.0 m ²	244 人

各避難所の主な対象地区

避難所	主な対象地区				
保田小学校	宮町 片町 本町	安田上町 浦町	安田中町 安田栄町	安田下町 小路	
風の子保育園	千刈町	物見山町			
安田体育館 安田公民館 コミュニティセンター城のうち	安田横町	門前	御城町	新町	下学校町
ほたる保育園	原町				
安田中学校 安田幼稚園	上学校町 新保	東学校町 南郷砂山	沢田	竜下	安田新栄町
山手小学校	庵地 羽多屋	庵地小路 二本松	岩野 中山	福永 ツベタ	籠田 丸山
小松ふれあい会館	小松				
赤坂小学校	草水	六野瀬	久保	渡場	
旧大和小学校	小浮新田	小浮本村	野田	嶋瀬	千唐仁
旧寺社小学校	安田寺社一 山本新	安田寺社二 水原寺社	安田寺社三 熊居新田	安田寺社四 切梅新田	安田寺社五
京ヶ瀬中学校	姥ヶ橋	下黒瀬	上黒瀬	城	美里団地
保健福祉センター京和荘	曾郷	猫山	法柳	深堀	さくら団地
京ヶ瀬小学校	金渕	乙金渕	法柳新田	飯森杉団地	
京ヶ瀬体育館	田山	窪川原	飯森杉	京ヶ島第一	京ヶ島
釈尊寺	小里	下ノ橋			
前山小学校	関屋 月崎 川前	小河原 前山	下里 嘉瀬島	箸木免 粕島	七島 小島
県立駒林特別支援学校	駒林1	駒林2	駒林3	駒林4	駒林5
	駒林6	五郎巻			
京ヶ瀬幼稚園	緑岡1	緑岡2			
京ヶ瀬保育園	緑岡3	緑岡4	緑岡5	緑岡6	
分田小学校 分田農村環境改善センター 分田保育園	中潟上 新座 分田5 西岡	中潟中 分田1 分田6 水ヶ曽根	中潟下 分田2 分田7	上江端1 分田3 分田8	上江端2 分田学校町 上福岡

避 難 所	主 な 対 象 地 区				
堀越児童屋内体育館 堀越地区農業活性化センター あやめ保育園	堀 越 上 坂 町 境 新 里 上 上 中 み ず ほ	堀 越 中 越 御 堂 七 石 里 中 市 野 山 あ や め	堀 越 下 小 境 野 地 城 里 下 土 橋	町 村 福 田 庄 ケ 宮 荒 屋 新市野山	堀越外城 牧 島 里 金 田 上中野目 すみれ野
水原中学校	中 島 5 桜 木 町 百 津	中 島 6 大 野 地	学 校 町 原	弥 生 町 境 新 田	緑 町 下 金 田
水原小学校 水原総合体育館	水原下町 中 島 2 元 町 1 若 葉 町	泉 町 中 島 3 庚 町 稲 荷 町	天朝通り 中 島 4 停 1	小 川 町 諏 訪 町 停 2	中 島 1 堰 場 停 3
福祉会館 コミュニティセンター 瓢湖憩の家	水原上町 新 々 町 北 新 町 西 外 城 上 袖	水原中町 水原新栄町 新 光 町 中 外 城 下 袖	旭 町 東 雲 町 天 神 堂 東 外 城 白鳥通り	水原横町 東 柳 町 千 原 日の出町	南 新 町 柳 町 沖 通 砂 押
安野小学校 水原公民館	元 町 2 前 山 口 下山口1 杉 並	松井町1 新 橋 下山口2 消防通り	松井町2 館 の 越 下山口3 あがの	水原栄町 上 山 口 南 山 口	南 町 中 山 口 みそら野
神山小学校 高齢者コミュニティセンター ささかみ荘	上 西 野 山 倉 本 明 榎	中 ノ 通 山倉新田 島 田 上 飯 塚	飯 山 新 しらとり 沖 船 居	藤 屋 上 関 口 上 高 田 沖 ノ 館	高 田 南 沖 山 榎 船 渡 本明団地
笹神中学校 みのり保育園 笹神体育館	笹 岡 蒔 田 下 一 分 上 蔵 野	発 久 赤 水 滝 沢 上 高 関	下 山 屋 野 村 村 岡 泉	塚 田 須 走 熊 堂 下 福 岡	上 山 屋 横 山 長 起 その他笹岡地区
笹岡小学校 笹神農民研修所 ふれあい会館 笹神保健センター	山 崎 上 坂 町 大 室 沢 口	押 切 宮 下 貝 喰 堤	金 屋 宮 嶋 折 居 小 栗 山	五頭の里 七 浦 女 堂 その他大室地区	次 郎 丸 福 井 上 一 分
出湯保育園 五頭連峰少年自然の家 五頭山麓うらの森	羽 黒 畑 江	大 日 勝 屋	村 杉 湯 沢	今 板 真光寺	出 湯 その他出湯地区

なお、阿賀野川の浸水想定区域に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、浸水想定区域からの移動手段とともに、その他の災害時とは別に、洪水時の避難所(施設)及び避難路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。

洪水時の避難所と対象地区

対象自治会	小学校区	避難所
安田下町、片町、安田栄町 千刈町、小路、安田横町 原町、安田新栄町 南郷砂山、新保	保田小学校区	安田体育館 安田公民館 コミュニティセンター 城のうち ほたる保育園 安田中学校
小浮新田、小浮本村、野田、嶋瀬、千唐仁	保田小学校区	保田小学校
小松 渡場 草水	赤坂小学校区	赤坂小学校
安田寺社一	保田小学校区	旧寺社小学校
法柳新田 乙金淵 金 淵	京ヶ瀬小学校区	県立駒林特別支援学校
法柳新田、乙金淵、金淵 以外の京ヶ瀬小学校区の 自治会	京ヶ瀬小学校区	水原小学校 水原総合体育館 福祉会館 瓢湖憩の家 安野小学校 水原公民館
全自治会	前山小学校区	水原中学校
全自治会	分田小学校区	堀越児童屋内体育館 農業活性化センター あやめ保育園 旧寺社小学校
中潟上、中潟中、中潟下	堀越小学校区	

第2節 避難の勧告、指示及び避難準備情報の伝達

1 阿賀野川

市長(本部長)は、阿賀野川の水位が上昇し危険と判断した場合は、対象区域の住民に対し避難情報を発表する。

(1) 避難準備情報

阿賀野川洪水注意報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長が必要と認めるときは、阿賀野川浸水想定区域内の必要な地域に対し避難準備情報を発表し、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。

(2) 避難勧告

阿賀野川洪水警報が発表され市長が必要と認めるときは、阿賀野川浸水想定区域内の必要な地域に対し避難勧告を発表する。

(3) 避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、避難指示に切り替える。

2 阿賀野川以外の河川

市長は、国土交通省及び県が洪水予報、水防警報を発しない河川について、市長が発する警報に基づき、阿賀野川洪水予報に準じて避難準備情報、避難勧告等の措置を講ずるものとする。

第3節 立ち退きの伝達

避難準備情報、避難勧告等の伝達は市防災行政無線（同報系）、市及び消防署・消防団の広報車、コミュニティ放送、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関による報道を県を通じて要請し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。

区域内の福祉施設に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図るものとする。

第4節 り災者の移送

り災者の生命の安全を図るため、移送を要するときは、車両等を借上げて実施する。

ただし、大規模な移送を要し、市で移送することが困難であるときは、県に避難者移送を要請するものとする。

第5節 避難の期間

- （1）市長が必要と認める期間
- （2）災害救助法適用の場合は、原則として災害発生の日から10日以内とする。
- （3）期間中に避難所を閉鎖することが困難なときは、期間の延長を県知事に要請し、厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

第 14 章 災害救助法に基づく措置

第 1 節 避難所の開設

被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を避難させるために、一時的に収容する施設が必要な場合には、避難所を開設する。

第 2 節 収容対象者

- (1) 災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者
- (2) 避難命令が出た場合等で、被害を受けるおそれのある者

第 3 節 り災者に対する通知

市長は、避難所を開設したときは、り災者に周知し、収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

第 4 節 県知事に対する報告

市長は、避難所を開設したときは、ただちに県知事に対し次の事項を報告しなければならない。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設予定期間

第 5 節 開設期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

資料編

1 重要水防箇所判定基準

種別	区分	重 要 度		要注意区間
		重要区間	度	
堤 防 高 (流下能力)	A区間で特に水防時に重点的に巡視すべき区間	A 水防上最も重要な区間 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	B 水防上重要な区間 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面		現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法 崩 れ ・ す べ り		法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水		漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 洗 衝 堀		水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。

新堤防 破堤跡 旧川跡				新堤防で 築造後 3 年 以内の箇所。 破堤跡又は 旧別跡の箇所。
陸 閘				陸閘が設置 されている 箇所。

2 洪水予報文

阿賀野川洪水予報文

阿賀野川

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

阿賀野川洪水予報 第 号

洪水注意報（発表）	洪水注意報	洪水警報（発表）
洪水警報	洪水注意報（警報解除）	洪水注意報解除

平成 年 月 日 時 分

国土交通省阿賀野川河川事務所 共同発表
気象庁新潟地方気象台

区分	番号	発 表 内 容	担当
見出し	1	阿賀野川では はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 →主文 1 4	国
	2	阿賀野川では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み →主文 1 5	
	3	阿賀野川では 今後はん濫危険水位に達する見込み →主文 1 6	
	4	阿賀野川では 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み →主文 1 7	
	5	阿賀野川では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文 1 8	
	6	阿賀野川では はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり →主文 1 9	
	7	阿賀野川では はん濫危険水位を下回る →主文 2 0	
	8	阿賀野川では 避難判断水位を下回る →主文 2 1	
	9	阿賀野川では はん濫注意水位を下回る →主文 2 2	
	10	阿賀野川では はん濫が発生	
	11	阿賀野川では 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み	
	12	阿賀野川では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み	
	13		
主文	14	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫注意水位（レベル2）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国
	15	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	
	16	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	17	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に到達しました。今後、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	18	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	19	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫危険水位（レベル4）に到達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	20	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫危険水位を下回りました（レベル3）。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。	
	21	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、避難判断水位を下回りました（レベル2）。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をして下さい。	
	22	阿賀野川の（馬下（五泉市馬下）・満願寺（新潟市秋葉区満願寺））水位観測所では、はん濫注意水位を下回り（レベル1）、危険はなくなったものと思われます。	
	23	1 阿賀野川の馬下水位観測所（五泉市馬下）では、当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3）・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。 2 阿賀野川の満願寺水位観測所（新潟市秋葉区満願寺）では、当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3）・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	24		

阿賀野川

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

阿賀野川洪水予報 第 号		
洪水注意報（発表）	洪水注意報	洪水警報（発表）
洪水警報	洪水注意報（警報解除）	洪水注意報解除
平成 年 月 日 時 分		
国土交通省阿賀野川河川事務所 共同発表		
気象庁新潟地方気象台		

区分	番号	発表内容	担当
降雨と水位の現況	25	（台風第 号・ 低気圧・ 前線）の（接近・通過・活動・停滞）による（雨・大雨）により、	気
	26	降り始めの	
	27	1 日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
		2 日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
		3 （に達しました・となっています）。	
	28	また、（ と ころにより・ ）1時間に、 ミリの雨が降っています。	
	29	現在、雨は （小降りになりました・やんでいます）。	
	30		
	31	1 阿賀野川の水位は 日 時現在、次のとおりです。	国
		2 馬下水位観測所（五泉市馬下）で m （水位危険度レベル（1・2・3・4・5））（上昇中・横ばい・下降中）	
		3 満願寺水位観測所（新潟市秋葉区満願寺）で m （水位危険度レベル（1・2・3・4・5））（上昇中・横ばい・下降中）	
	32		
降雨と水位の予想	33	この雨は、（ 今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる ）でしょう。	気
	34	1 日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
		2 日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
		3 の見込みです。	
	35		国
	36	1 阿賀野川の水位は、 日 時頃には、次のとおりと見込まれます。	
		2 馬下水位観測所（五泉市馬下）で m程度 （水位危険度レベル（1・2・3・4・5））	
		3 満願寺水位観測所（新潟市秋葉区満願寺）で m程度 （水位危険度レベル（1・2・3・4・5））	
	37	の水位は 日 時頃 最高となり、その水位は m程度と見込まれます。	
	38		
事注 項意	39		国

参 考	馬下水位観測所（受け持ち区間 左岸 五泉市馬下から新潟市秋葉区下新、右岸 阿賀野市小松から阿賀野市千唐仁） はん濫危険水位22.8m 避難判断水位22.60m はん濫注意水位（警戒水位）20.15m 平常水位17.4m 満願寺水位観測所（受け持ち区間 左岸 新潟市秋葉区下新から新潟市東区松浜、右岸 阿賀野市千唐仁から新潟市北区松浜） はん濫危険水位8.70m 避難判断水位8.45m はん濫注意水位（警戒水位）6.50m 平常水位3.3m
	水位危険度レベル ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過 ■レベル1 水防団待機水位超過

（問い合わせ先）

水位関係 : 国土交通省 阿賀野川河川事務所 調査・品質確保課 0250-23-4461

気象関係 : 気象庁 新潟地方気象台 観測予報課 025-244-1701

3 水防警報文

阿 賀 野 川 水 防 警 報										
種 類 (準備、出動、状況、解除) 第 号 月 日 時 分										
早 出 国土交通省 阿賀野川河川事務所発表										
起案文該当				準備	基準水位(流量)観測所	1. 馬 下	2. 満願寺	3. 善 願		
準備	出動	状況	解除		指定水位(流量)	19.65	5.80	12.40		
					警戒水位(流量)	20.15	6.50	12.90		
					危険水位(流量)	23.30	9.10			
					計画高水位(流量)	24.40	10.02	16.13		
○	○			1	(イ、) {ロ、川上流域 ハ、 の } 雨量は(ニ、 日 時) 現在 {ホ、 } に達しました。					
○				2	なお強い雨が降り続いています。					
○	○			3	今後はまだ、(イ、) 降るおそれがあります。					
○	○	○	○	4	(イ、) の水位は (ロ、 日 時) 現在 (ハ、) (m ³ /s) m {ニ、達しました。 ホ、です。 ヘ、に下がりました。}					
		○	○	5	(イ、) では(ロ、 日 時)に {ハ、指定 } (流量) {ホ、を越えました ニ、警戒 } 水 位 {ヘ、より低くなりました。}					
○	○			6	{イ、引き続き上昇しています。 ロ、1時間に(ニ、) (m ³ /s) ぐらゐの割合で上昇しています。 ハ、急激に上昇しています。 } c m					
○	○	○		7	(イ、 川) 洪水 {ロ、注意報 ハ、警 報 } によれば					
○	○			8	(イ、) では {ロ、 日 時ごろに } (流量) {ニ、おそれがあります。 ニ、まもなく } 警戒水位を超える {ホ、見込みです。}					
○	○	○		9	{イ、 では 程度の ロ、大きな } 出水 {ニ、になる恐れがあります。 ハ、警戒水位(流量)を相当上廻る } {ホ、が予想されます。}					
		○		10	(イ、) の {ロ、水位(流量) ハ、最高水位 (流量)} は(ニ、 日 時 分) {ホ、ごろに ヘ、最高水位 (流量)に } (ト、 m) {チ、達すると予想されます。 リ、達しました。}					
		○	○	11	{イ、水位は少しずつ下がっていますが、(ホ、) ので水位は再び上がる恐れがあります。 ロ、高い水位が長く続く恐れがあります。 ハ、水位は今度次第に下がるものと予想されます。 ニ、まもなく警戒水位(流量)より低くなるものと思われま。					
		○		12	堤 防 {イ、は が起こりやすい状態にありました。 ロ、の低い所では、越水する恐れがあります。}					
		○		13	(イ、) による被害が起こる恐れがあります。					
		○		14	(イ、) はまだ(ロ、) されていませんので、					
		○		15	(イ、) 地先の(ロ、) は特に危険です。					
		○		16	(イ、) 地先の(ロ、) に (ハ、) が発生しました。					
		○		17	上流で(イ、) が流されました。					
○	○	○		18	水防機関は {イ、出動の準備をして下さい。 ロ、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 ハ、出動し堤防その他を見廻り、嚴重に警戒して下さい。 ニ、出動し危険箇所早期水防をして下さい。 ホ、出動体制を強化して下さい。 ヘ、出動人員を増やして水防作業を行って下さい。 ト、今後の状況により、いつでも出動できるように準備して下さい。 チ、嚴重に警戒してください。}					
		○		19	{イ、水防作業を必要とする状況は解消した ロ、洪水による危険は一応去った } ものと認められます。					
		○		20	川の水防警報を解除します。					
	○	○		21	{イ、な お {ハ、今後、出水状況に応じて出動人員を増やして下さい。 ロ、ただし {ニ、今後も気象状況の変化に十分に注意して下さい。 ホ、被害のあったところは応急作業を続けて下さい。}					
伝達確認				通 知 先						
				電 話 番 号						
				通 報 者						
				受 報 者						
				通報 (受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	

報告者機関名 No.		通 報 の 内 容	
種別			
①	巡視出動状況	午前 午後 日 頃 から 時 分 川 右岸 左岸 市 町 村	

地先

〔 〕

で

が

名

イ, 出動し河川の巡視を、

ロ, 被災ヶ所にむけ、出動します。

イ, 実施します。

ホ, 実施した。

巡視所見等連絡事項

〔 〕

| ② | 水防作業状況 | 午前 午後 日 市 町 村 川 右岸 左岸 頃 から 時 分 誰れ が 名 より 水防工法 〔 〕 を 〔 〕 です。 資材の要請, 見通し等連絡事項 〔 〕 | |
| ③ | 被害状況と要請事項 | 午前 午後 日 時 分 川 右岸 左岸 市 町 村 地先 河川距離標 km 堤防 口, 護岸 ハ, 〔 〕 二, 〔 〕 水門, 樋門, 樋管 が の 〔 〕 ホ, 堤防(欠場) ヘ, 越水 ト, 欠損(欠場) チ, 法ぐずれ リ, 洗掘 ヌ, 漏水 心, 〔 〕 オ, する恐れがある。 カ, 〔 〕 キ, 〔 〕 ク, 〔 〕 ケ, 〔 〕 コ, 〔 〕 ク, 〔 〕 ケ, 〔 〕 コ, 〔 〕 | |

(注) 通信連絡では、決壊と欠損の区別がつかないので、決壊の場合は「決壊」ということ。

また欠損の場合は、具体的に「〇〇欠損」しているということ。

[illegible]

5 水防活動報告書

(1) 第1号様式

作成者
住 氏 所 名

水防管理団体名

出水の概況		川		警戒水位 雨量		m mm			
水防実施箇所		川		右岸		地先		m	
日時		自		月		日		時	
動		水防団員		消 防 団 員		そ の 他		合 計	
人 員		人		人		人		人	
水防作業の概況及び工法		箇所		工 法				m	
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	人
使用資器材	かます、俵			移住者の出勤状況					
	麻袋、土俵			水防関係者の死傷					
	な わ			雨量水位の状況					
	丸 太								
	そ の 他								
水防活動に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

(2) 第2号様式

水 防 活 動 実 施 報 告 書

新 潟 県	区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体数	使 用 資 材 費			備 考
		団体数	活動延 人	主要資材 円	その他資材 円	計 円		至 自			
								主要資材	その他資材	計	
県 (都道府) 分	前 迄	—	—	円	円	円					
月 分		—	—								
月 分		—	—								
月 分		—	—								
小 計		—	—								
累 計		—	—								
水道管理団体分	前 迄										
月 分	()										
月 分	()										
月 分	()										
小 計											
累 計								円	円	円	